

定 款

全国製紙原料商工組合連合会

平成28年7月5日改訂

全国製紙原料商工組合連合会 定 款

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、古紙を紙製造業者に直接販売することを業（以下「古紙卸売業」）とする中小企業業者の改善発達を図るための必要な事業を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、全国製紙原料商工組合連合会と称する。

(地区)

第3条 本会の地区は、全国の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、事務所を東京都台東区に置く。

(公告の方法)

第5条 本会の、公告は、本会の掲示板に掲示してする。

(規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

第2章 事 業

(事業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員たる商工組合の事業についての指導及び連絡
 - (2) 古紙卸売業に関する指導及び教育
 - (3) 古紙卸売業に関する情報又は資料の収集及び提供
 - (4) 古紙卸売業に関する調査研究
 - (5) 古紙卸売業の近代化推進計画の作成、近代化推進事業の推進、指導に関する事業（全国製紙原料商工組合連合会独自の事業）
- 2 本会は、その事業に関し、組合員のためにする組合協約を締結する。

第3章 会 員

(会員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有するものは、本会の地区内における古紙卸売業を資格事業とする商工組合とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者が組合員になっている商工組合は会員となることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 前各号に該当する者と取引している者

(議決権及び選挙権)

第9条 会員は、おのおの一個の議決権及び選挙権を有する。

(加入)

第10条 会員たる資格を有するものは、本会の承諾を得て、本会に加入することができる。

2 本会は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(自由脱退)

第11条 会員は、あらかじめ本会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することが出来る。

2 前項の通知は、事業年度の末日90日前までにその旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第12条 本会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員
- (2) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとする行為をした会員
- (3) 犯罪その他信用を失う行為をした会員
- (4) 第8条第2項の各号の一に掲げる者が組合員になった会員

(使用料又は手数料)

第13条 本会は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める。

(経費の賦課)

第14条 本会は、その行う事業の費用(使用手数料又は手数料をもって充てるべきもの除く。)に充てるために、会員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(会員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第15条 本会は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 名称及びその代表者名並びに住所

(2) 加入の年月日

2 本会は、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 会員及び本会の債権者は、本会に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、会員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 本会員は、次の各号の一に該当するときは、1週間以内に本会に届け出なければならない。

(1) 名称、代表者又は事務所を変更したとき

(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

(3) 定款又は規約を変更し、若しくは廃止したとき

(過怠金)

第16条 本会は、次の各号の一に該当する会員に対し、総会の議決により、過怠金を課すことができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明をする機会を与えるものとする。

(1) 第12条第1号又は第2号に掲げる行為のあった会員

(2) 前条第4項規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした会員

(会計帳簿等の閲覧等)

第17条 会員は、総会員の100分の3以上の同意を得て、本会に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料(電磁的記録に記録された事項を表示したものも含む。)の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第4章 役員、顧問及び職員

(役員の定数)

第18条 役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 理事50人以上66人以内
- (2) 監事1人又は2人

2 第8条第2項の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(役員の任期)

第19条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事2年又は任期中の第2回目通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
 - (2) 監事2年又は任期中の第2回目通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会終結時まで任期を伸長する。
- 2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くことになった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員として職務を行なう。

(員外理事)

第20条 理事のうち、会員の役員でない者は理事については16人、監事については1人を超えることはできない。

(理事長、副理事長及び専務理事の選出)

第21条 理事のうち1人を理事長、6人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選出する。

(代表理事の職務等)

第22条 理事長を代表理事とする。

- 2 理事長は、本会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本会を代表し、本会の業務を執行する。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

- 4 本会は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本会は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第23条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときには、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第24条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本会のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の選挙)

第25条 役員は総会において選挙する。

- 2 役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得たものを当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第2項の規定に係らず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを諮り、出席者全員の同意があった者をもって当選人とする。

(理事及び監事の報酬)

第26条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(顧問及び相談役)

第27条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、また相談役は、本会に多年功労のあった者のうちから、それぞれ理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第28条 本会に、参事及び会計主任を置くことができる。

- 2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。
- 3 会員は総会員の10分の1以上の同意を得て本会に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(職 員)

第29条 本会に、参事及び会計主任のほか、若干名の職員を置くことができる。

第5章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第30条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第31条 総会の招集は、会合の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 前項の書類をもってする総会招集通知の発出は、会員名簿に記載したその会員の住所（その会員が別に通知を受ける場所を本会に通知したときはその場所）に宛てて行う。
- 3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 本会は、希望する会員に対しては、第1項の規定による書面をもってする総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
- 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」（電子メールアドレスを含む。）と読み替える（以下同じ。）
- 6 電磁的方法については必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）
- 7 第1項の規定にかかわらず、本会は、会員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することが出来る。

(臨時総会の招集請求)

第32条 総会員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする会員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

- 2 会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第33条 会員は、第31条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その会員でなければ代理人となることができない。

- 2 代理人が代理することが出来る会員の数は、2人以内とする。
- 3 会員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使の代えて、議決権を電磁的方法によりおこなうことができる。
- 4 代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(総会の議事)

第34条 総会の議事は、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号。以下「法」という。)に特別の定めがある場合を除き、会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数の時は、議長が決する。

(総会の議長)

第35条 総会の議長は、総会ごとに、出席した会員の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第36条 総会においては、出席した会員(書面又は代理人による議決権又は選挙権を行使する者を除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り第31条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案することができる。

(総会の議決事項)

第37条 総会においては、法又は定款で定めるものその他、次の事項を議決する。

- (1) 借入金額の最高限度額
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第38条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

- 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 会員数及び出席者数並びにその出席方法

- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容概要
(理事会の招集権者)

第39条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長が、理事長、副理事長とともに事故又は欠員のときは専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。
- 3 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第40条 理事長は、理事会の日の 1 週間前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。

- ただし、理事全員の同意があるとこは、招集の手続を省略することができる。
- 2 本会は希望する理事に対しては、前項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行なうことができる。
- 3 前項の通知については、総会招集の手続に準ずるものとする。

(理事会の決議)

第41条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報

告することを要しない。

(理事会の書面議決)

第42条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第43条 理事会は、法又は定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第44条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 出席会員の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (9) 議事経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)
- (10) 理事会の招集を請求し出席した会員の意見の概要
- (11) 本会と取引した理事の報告の内容の概要
- (12) その他(理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨)

①招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合

②①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

③会員の請求を受けて招集されたものである場合

④③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした会員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

①理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

②①の事項の提案をした理事の氏名

③理事会の決議があったものとみなされた日

④議事録の作成に係る職務を行なった理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

①理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

②理事会への報告を要しないものとされた日

③議事録の作成に係る職務を行なった理事の氏名

(委員会)

第45条 本会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第6章 雜 則

(事業年度)

第46条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(延滞金)

第47条 本会は、会員が使用料、手数料、経費、過怠金、その他本会に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利10.95%の割合で延滞金を徴収することができる。

(職員退職給与引当)

第48条 本会は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規定に基づき退職給与を引き当てるものとする。